

小売業者の引取義務外品に関する 市区町村の回収体制構築状況等について

平成29年1月20日

環 境 省

背景

- 家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書※では、以下について記載されている。
 - ・ 小売業者に引取義務が課せられていない特定家庭用機器廃棄物(以下「義務外品」という。)については、回収体制が構築されていない場合には、消費者の排出利便性が損なわれ、不法投棄や不適正処理のおそれがあることから、一般廃棄物の処理について統括的な責任を有する市町村が、地域の実情に応じ、小売業者や一般廃棄物収集運搬許可業者と連携した回収体制を早急に構築する必要がある。
 - ・ 「すべての市町村においてこれらの特定家庭用機器廃棄物の回収体制が構築されるよう、国は、回収体制に関するガイドラインの策定等を通じて、市町村の取組を支援し、その状況について定期的にフォローアップするべきである。」
- このため、国では、「小売業者の引取義務外品の回収体制構築に向けたガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)を作成し、平成27年3月に全国の市町村に送付した。
- また、平成30年度までに全ての市区町村が義務外品の回収体制を構築することを、平成28年1月に廃棄物処理法の基本方針に位置付けるとともに、平成28年3月に特定家庭用機器廃棄物回収率目標達成アクションプランの取組目標に位置付けた。
- その後の回収体制の構築状況について、次ページ以降のとおり、フォローアップを行っている。

※ 「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」(産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会電機・電子機器WG 中央環境審議会循環型社会部会家電リサイクル制度評価検討小委員会 合同会合、平成26年10月)

市区町村における義務外品の回収体制の構築状況調査

調査概要

市区町村における義務外品の回収体制構築状況等についての実態調査を行い、1,730市区町村(全市区町村の99.4%)の平成28年8月現在の状況を把握し取りまとめた。

ガイドラインにおける「義務外品の回収体制」の構築についての定義

以下のいずれかの方式により義務外品の回収を行っており、かつ、地域の小売店や一般廃棄物収集運搬許可業者が回収する場合には、回収主体の名称及びその連絡先を広報している市区町村を「小売業者の引取義務外品の回収体制を構築している」と定義した。

- ①市区町村が回収(直営・委託)
- ②市区町村と協定等を締結した家電小売店が回収
- ③市区町村から依頼を行った家電小売店が回収
- ④家電小売店団体が設置した受付センターが回収
- ⑤市区町村と協定等を締結した一般廃棄物収集運搬許可業者が回収
- ⑥市区町村から依頼を行った一般廃棄物収集運搬許可業者が回収
- ⑦一般廃棄物収集運搬許可業者団体が設置した受付センターが回収
- ⑧一般廃棄物収集運搬許可業者※が回収(上記⑤～⑦以外で市区町村が当該業者の名称及びその連絡先を広報)

なお、住民が自ら指定引取場所に運搬する方法しか存在しない場合には、回収体制を構築していないものとした。

※一般廃棄物収集運搬許可業者には、再生利用指定(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条第2号)を受けた事業者が含まれる。

義務外品の回収体制を構築している市区町村数

- 平成28年8月現在で小売業者の引取義務外品の回収体制を構築している市区町村は全市区町村の56.1%(前年度:42.7%)にあたる970市区町村であった。
- 人口ベースで見ると構築状況は77.1%(前年度:66.2%)であり、人口の多い市区町村において取組が進んでいる傾向にあった。

地区別の義務外品の回収体制の構築状況

	義務外品の回収体制を構築している市区町村数 (A)	全市区町村数 (B)	全市区町村に占める割合(%) (A/B)
市区町村数(件)	970(741)	1,730	56.1%(42.7%)
北海道	71(52)	179	39.7%(29.1%)
東北	95(70)	220	43.2%(31.7%)
関東	289(238)	408	70.8%(58.3%)
中部	160(129)	253	63.2%(51.0%)
近畿	135(101)	198	68.2%(51.0%)
中国	58(41)	107	54.2%(38.3%)
四国	47(27)	95	49.5%(28.4%)
九州	115(83)	270	42.6%(30.3%)
人口(万人)	9,794(8,430)	12,709(12,729)	77.1%(66.2%)

※括弧内は前年度の数字

義務外品の回収体制を構築している市区町村数(人口規模別)

○ 平成28年8月現在で小売業者の引取義務外品の回収体制を構築している市区町村は、人口10万人以上の市区町村においては構築が進んでいるが、10万人未満の市町村では構築が進んでいない傾向にある。

人口規模別の義務外品の回収体制の構築状況

	義務外品の回収体制を構築している市区町村数 (A)	全市区町村数 (B)	全市区町村に占める割合(%) (A/B)
市区町村数(件)	970(741)	1,730(1,735)	56.1%(42.7%)
政令市	17(16)	20(20)	85.0%(80.0%)
中核市	36(30)	45(43)	80.0%(69.8%)
特例市	30(27)	39(40)	76.9%(67.5%)
一般市			
15万人以上	62(56)	77(78)	80.5%(71.8%)
10万人以上	84(66)	102(102)	82.4%(64.7%)
15万人未満			
10万人未満	342(258)	529(530)	64.7%(48.7%)
町村			
1万人以上	207(161)	420(431)	49.3%(37.4%)
1万人未満	192(127)	498(491)	38.6%(25.9%)
人口(万人)	9,794(8,430)	12,709(12,729)	77.1%(66.2%)

※括弧内は前年度の数字

特別区は一般市に含む

政令市、中核市、特例市は、平成27年4月1日時点(括弧内は、平成26年4月1日時点)の指定状況に基づく

市区町村アンケートから明らかになった傾向

- 回収方法を住民に知らせる広報媒体としては、「ホームページ」や「ごみカレンダー」が多い。
- 回収体制構築済みの市区町村での収集運搬の主体は、「一般廃棄物収集運搬許可業者」が最も多く(449市区町村)、以下、「行政」(342市区町村)、「家電小売店」(221市区町村)の順であった。(※ 複数の回収方式を併用する市区町村があるため、合計は、構築済み市区町村数と一致しない。)
- 回収体制未構築の市町村には、以下のような市町村も見られた。
 - ・ 小売業者等への依頼は行っているが、消費者向けの広報が不十分(収集を依頼する際の連絡先が告知されていない等)。
 - ・ 小売業者への依頼等を行わずに、「小売業者が回収する」との広報だけを行っている。

各主体の連携した取組の状況

- 平成28年6月、国から義務外品回収体制未構築の各市町村に対し、早期体制構築を要請する通知文を发出。
- 同月、全国都市清掃会議から全国電機商業組合連合会に対し、義務外品回収体制未構築の市町村が、回収体制を構築しようとする際には、各地域の小売業者においても、積極的に連携していただけるよう、協力依頼を发出。
- 同年9月、家電製品協会のウェブページに、義務外品の回収体制構築済みの市区町村のページへのリンクを掲載(下記参照)。

<家電製品協会ウェブページ抜粋>

使わなくなった製品を購入したお店に引き取りを依頼できない場合

使わなくなった製品を購入したお店が、例えば引越しのため遠方になってしまった、廃業してしまった、所在が不明である、あるいは、プレゼントされた製品なので購入したお店が不明である等の理由で、購入したお店に依頼ができない場合は、正しくリサイクルするには、次の2つの方法があります。

通信販売、ネット販売、テレビショッピング等から購入した場合で、その購入店に依頼できない場合も同様です。

①お住まいの自治体(市区町村)に問い合わせる

- ・市区町村により、購入店に依頼できない場合の処分方法が異なりますので、お住まいの市区町村までお問い合わせください。

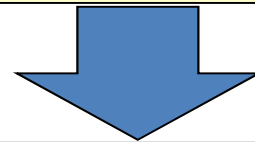
[▶ 全国自治体家電リサイクル関連ページ検索はこちら](#)

(2017年1月11日時点)

義務外品の回収体制の構築に向けた課題と平成29年度の取組

《構築に向けた課題》

- 平成28年度8月現在、義務外品の回収体制を構築している市区町村は全体の56.1%となっており、廃掃法基本方針に掲げた目標(平成30年度:100%)に届いていない。
- このため、今後は、以下の2点に重点を置いた、市町村支援を行う必要がある。
 - 小規模自治体への支援(特に、小規模自治体で体制構築が遅れがちなため)
 - 広報の方法に関する助言(せっかく回収方法を整えても、適切に広報できていない自治体が多いため)



《平成29年度の取組》

- 平成28年度に回収体制構築を完了した市町村に対してヒアリングを行い、
 - 前年度までは、何が体制構築のボトルネックになっていたか。
 - 最終的に回収体制の構築を行うことになった契機は何か。等について聴取。
- ヒアリング結果を踏まえて平易なパンフレットを作成し、回収体制未構築の市町村に配布。
- 地方向けブロック別説明会や都道府県担当者向け会議でのはたらきかけ。
- 特に取組が遅れている地域の市町村へ直接的にはたらきかけ。

(参考) 義務外品の回収体制を構築している市区町村数 (都道府県別)

		義務外品の回収体制を構築している市区町村数 (A)	全市区町村 (B)	全市区町村に占める割合 (%) (A/B)
市区町村数(件)		970(741)	1,730	56.1%(42.7%)
北海道 東北	北海道	71	179	39.7%
	青森県	12	40	30.0%
	岩手県	16	33	48.5%
	宮城県	19	35	54.3%
	秋田県	10	25	40.0%
	山形県	16	35	45.7%
	福島県	22	52	42.3%
	関東	茨城県	25	44
栃木県		19	25	76.0%
群馬県		15	35	42.9%
埼玉県		51	63	81.0%
千葉県		35	54	64.8%
東京都		56	62	90.3%
神奈川県		25	33	75.8%
新潟県		24	30	80.0%
山梨県		14	27	51.9%
静岡県		25	35	71.4%
中部	富山県	11	15	73.3%
	石川県	11	19	57.9%
	福井県	14	17	82.4%
	長野県	37	77	48.1%
	岐阜県	29	42	69.0%
	愛知県	42	54	77.8%
	三重県	16	29	55.2%

		義務外品の回収体制を構築している市区町村数 (A)	全市区町村 (B)	全市区町村に占める割合 (%) (A/B)
近畿	滋賀県	13	19	68.4%
	京都府	21	26	80.8%
	大阪府	36	43	83.7%
	兵庫県	33	41	80.5%
	奈良県	19	39	48.7%
	和歌山県	13	30	43.3%
中国	鳥取県	11	19	57.9%
	島根県	6	19	31.6%
	岡山県	14	27	51.9%
	広島県	15	23	65.2%
四国	山口県	12	19	63.2%
	徳島県	15	24	62.5%
	香川県	9	17	52.9%
	愛媛県	12	20	60.0%
九州	高知県	11	34	32.4%
	福岡県	31	60	51.7%
	佐賀県	9	20	45.0%
	長崎県	7	21	33.3%
	熊本県	10	41	24.4%
	大分県	12	18	66.7%
	宮崎県	12	26	46.2%
九州	鹿児島県	15	43	34.9%
	沖縄県	19	41	46.3%
人口(万人)		9,794	12,709	77.1%

※平成28年8月時点

※地方区分は、環境省地方環境事務所の管轄区分による